

〔附録六〕

日本学生野球憲章

前文

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立って行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和 21(1946)年の制定以来、その時々の新しい諸問題に対応すべく 6 回の改正を経て來たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縱とに対しては不斷に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本学生野球協会(以下「日本学生野球協会」という。)は、大学野球および高等学校野球(以下「学生野球」という。)の組織、活動および運用の基準として日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)を定める。

(学生野球の基本原理)

第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。

- ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。
- ④ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
- ⑤ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- ⑥ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- ⑦ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。
- ⑧ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念とする。

(定義)

第3条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生野球団体 日本学生野球協会、公益財団法人全日本大学野球連盟(以下「全日本大学野球連盟」という。)、公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下「日本高等学校野球連盟」という。)、全日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟(以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。)、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟(以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。)をいう。
- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
 - ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基

準を定める。

イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。

- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球(大学にあっては硬式野球、高等学校にあっては硬式野球および軟式野球)を活動内容とする部をいう。
- ④ クラブチーム 加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生 加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。
- ⑧ 指導者 加盟校の校長(大学の学長および高等学校の校長)ならびに野球部の部長、監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。
- ⑨ 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員 学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ⑪ 試合 野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ⑫ 大会 3チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ⑬ 学生野球構成員資格(以下「学生野球資格」という。) 部員、クラブチーム参加者、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ⑭ プロ野球選手 国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑮ プロ野球団体 国を問わず、プロ野球選手を組織する団体をいう。
- ⑯ プロ野球関係者 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなど全ての構成員をいう。
- ⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑲ 審査室 日本学生野球協会が定める手続に基づき選任された審査員によって構成され、理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

(学生野球を行う機会の保障および部員の権利)

第 4 条 学生は、合理的な理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。

- 2 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
- 3 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。

(学生野球に関わるすべての者の義務)

第 5 条 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員は、本憲章および関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

(学生野球団体の責務)

第 6 条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。

- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
- 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章を実施するため、本憲章に抵触しない範囲で、それぞれ必要な規則を定める。

(加盟校および指導者の責務)

第 7 条 加盟校の校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。

- 2 加盟校の校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 3 加盟校の校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
- 4 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の校長が、前 2 項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

第 2 章 学校教育の一環としての野球部活動

(学校教育と野球部の活動との調和)

第 8 条 野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。

- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として 1 週間につき最低 1 日は野球部としての活動を行わない日を設ける。
- 3 学生野球団体は、前 2 項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。
- 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第 1 項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

(加盟校の部員への指導)

第 9 条 加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。

- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導しなければならない。

第 3 章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

第 10 条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

- ① 全国大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が主催するもの
- ② 地域大会にあっては、関係する学生野球団体が主催するもの
- ③ 国際試合・大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの
- ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催するもの
- ⑤ クラブチームの試合にあっては、当該加盟校の主催するもの
- ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム(ピックアップチーム)の試合にあっては、日本学生野球協会の定めるところにより承認を得たもの

- ⑦ 前 6 号以外の試合・大会にあっては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの
- 2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。
- 3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を徴収することができる。
- 4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

(試合・大会出場選手資格)

第 11 条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第 2 条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

第 4 章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

(学生野球資格)

- 第 12 条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、学生野球資格を持たない。
- 2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。
- 3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球団体の役員となることができない。

(学生野球資格を持たない者との関係の基本原則)

第 13 条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかる活動を通じ、学生野球資格を持たない者(本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。)と交流することができる。

- ① 練習、試合など
 - ② 講習会、シンポジウムなど
 - ③ その他学生野球の発展に資する活動
- 2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。
 - ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと。

- ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める規則に従うこと。
- ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。
- ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(学生野球資格の回復)

第 14 条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

(他の野球団体との関係)

第 15 条 部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第 5 章 学生野球にかかる寄附または援助

(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

第 16 条 学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ認められる。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第 17 条 学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

第 18 条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援

助の内容・金額を記録しなければならない。

- ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。剩余金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。
- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(野球部が受ける寄附または援助)

第 19 条 野球部は、校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第 20 条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および使途に關し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

- 第 21 条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。
- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。
- ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
- ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前 3 項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

第 22 条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの

限りではない。

- 2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前2項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

第6章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関する基本原則)

- 第23条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力をすることができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。
- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する基本原則)

- 第24条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。
- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する場合には、報酬を得てはならない。
 - 3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

- 第25条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関する新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像など一切の情報および予め提供された個人情報を学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

- 2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用する。

第7章 注意・厳重注意および処分

(注意・厳重注意)

第26条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為（学生野球の基本原理に違反する行為を含む。以下同じ。）をした場合には、注意または厳重注意をすることができる。

- 2 注意および厳重注意は書面をもって行う。
- 3 厳重注意の場合には、それを受けた者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および厳重注意に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。

- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対してでも処分をすることができる。
- 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。
- 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付隨して指導をすることができる。
- 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

第 28 条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

第 29 条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。

- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。
- 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。
- 4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受けない。
- 5 処分に関する手続は日本学生野球協会規則で定める。

第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

(学生野球団体の決定等に対する不服申立)

第 30 条 学生野球団体が行った決定(競技中になされる審判員の判定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または厳重注意により不利益を受けた者は、当該決定等に対して、学生野球団体の定めた規則に従い不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する学生野球団体の決定に不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して当該学生野球団体が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

(審査室の処分決定に対する不服申立)

第 31 条 審査室の処分決定を受けた者は、当該処分決定に対して、日本学生野球協会が定めた規則に従い審査室に不服申立ができる。

2 前項の不服申立に対する審査室の決定になお不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の審査室の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

第 9 章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第 32 条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

第 33 条 本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

2 この議決には、総評議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則

(施行日)

第 1 条 本憲章は平成 22(2010)年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

第 2 条 本憲章 7 章および第 8 章の規定の内、注意、厳重注意、処分および不服申立の手続きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

昭和 21 年 12 月 21 日 学生野球基準要項として制定

昭和 25 年 1 月 22 日 日本学生野球憲章と改正

昭和 38 年 2 月 11 日 改正

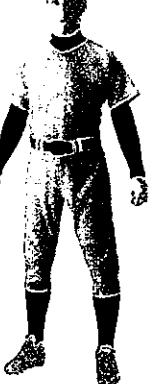
昭和 40 年 2 月 6 日 改正

昭和 46 年 2 月 13 日 改正
昭和 53 年 2 月 22 日 改正
昭和 54 年 7 月 12 日 改正
平成 4 年 2 月 14 日 改正
平成 22(2010) 年 2 月 24 日 全面改正
平成 24(2012) 年 4 月 1 日 改正
平成 29(2017) 年 2 月 27 日 改正

以上

[卷之七]

2019年度高校野球用具の使用制限

アイテム	要項
1 ユニフォーム	<p>■生地（柄含む）・カラー・型</p> <ul style="list-style-type: none"> シャツとパンツは同一カラーでなければならない。（ツートンカラーは使用できない。） メッシュやシャドーストライプなどの織柄シャツを着用する場合は、シャツとパンツで同色に見えることとする。   <p>(メッシュ×パンツ) (シャドーストライプ柄メッシュシャツ×シャドーストライプ柄ニットパンツ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生地廃番によるユニフォームの素材違い（同一カラー）の混在は可とする。但し、移行期間は3年とする。 <p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> 表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マーク加工表記・仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> 校名、校章、都道府県名、地名は可。 ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。（都道府県を象ったマークを袖に表示することは可。） 刺繡及び昇華プリントの混在は可とする。 <p><ライン加工></p> <ul style="list-style-type: none"> シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含）は可とする <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ストッキングは見せることとする。 
2 帽子	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> 表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p>■本体の仕様</p> <p><加工></p> <ul style="list-style-type: none"> 帽子底部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。 (カラー制限はない。)  

3	アンダーシャツ	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム着用時、外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ・ユニフォーム着用時、外部から見えない表面へ商標をつけることは可とするが、着用時に商標が透けて見えないよう注意、指導する。 <p><マーク加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンダーシャツの襟首部分等、外部から見える表面に、校名などの表記はできない。
4	スタッキング	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マークの加工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名、校章などの表記はできない。 <p>■型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くりぬきなしのスタッキングの使用を認める。  <p><くりぬきの高さ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くりぬきの高さはチームで統一することが望ましい。
5	ソックス	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーソックスは必ず着用すること。(白に限る)
6	ベルト	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体同色の型押し以外のものをつけてはならない。 <p>■カラー</p> <p><本体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 <p><バックル部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビーに限る。
7	コート類	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 <p><マーク加工表記></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名・校章は、それぞれ1箇所まで可とする ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。その大きさは、(縦)4センチ×(横)7センチ程度とする。 <p>■その他</p> <p><型・使用的制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フード付のコート等は使用できない。 ・ベンチコート等、ロングコートの使用は選手・指導者に関わらず使用できない。 ・ベンチ内のコート類の着用においては、グラウンドコート・Vジャン・フリース・ジャージなどタイプの違う商品（それぞれのタイプは同一デザインに限る）の混在は可とする。ただし、2種類までとする。
8	スパイク	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標はペロ部に1箇所のみ入れることが可能であるが、その大きさは(縦)3センチ×(横)5センチ以内とする。 ・靴底部には10平方センチ以内の大きさで1箇所表示することができる。その色は靴底と同系色とする。 <p>■カラーおよび、その他</p> <p><甲被></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面カラーはブラック一色とする。 ・スパイクの表面には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は可とする。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 <p><ライン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体の黒と同色で入れることができる。 <p>ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。</p>

		<p><靴底></p> <ul style="list-style-type: none"> ・靴底本体のカラーはブラックを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は50%を超えてはならない。(レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。) ・革底の場合、底の本体カラーにブラウン系も使用できる。
9	トレーニングシューズ	<p>■マークの表記</p> <p>※スパイクに準じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。 <p>■カラーおよび、その他</p> <p><甲被></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体カラーは、ホワイトまたはブラック一色とする。 ・スパイク同様にブラックの本体には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は使用を可とする。 ・甲部におけるDカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 (靴底) ・靴底のカラーは、ホワイト・ブラック・ネイビー・グレーとし、同一色でなくとも構わない。
10	グラブ・ミット	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。 ・商標の材質は、布片に刺繡または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 ・表記箇所は、背帶あるいは背帶に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所とする。 ・投手用グラブに商標を表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。 <p>■カラー</p> <p><カラー> ※投手用・捕手用・野手用 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。(指掛けも含む) また使用できるカラーであれば、表部と裏部(平裏)部のカラーが違っていても使用可とする。 ・品名・品番・マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。 <p><縫い糸></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にカラー制限を定めない。 <p><ハミ出し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラブ本体と同系色で目立たないもの、または革の自然色とする。 <p><しめひも></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投手用グラブのしめひもは、グラブ本体と同色でなければならぬ。 ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 ・野手用(捕手含む)グラブのしめひもは、本体カラーと同系色とする。 ただし、ブラックとブラウン系のしめひもに限っては本体カラーにかかわらず使用できる。 <p><へり革></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラブ本体と同系色で目立たないもの。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラブ、ミットの表面(捕球面・背面)に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。 ・捕球面と背面が同一カラーであれば、革の表面への処理(スムース加工やシボ加工、パンチング加工)の違いは使用を認める。 ・しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。
11	ヘルメット	<p>■マークの表記</p> <p><マーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの表面には校名およびその頭文字、校章、番号の表記は認める。 ・マーク(校名およびその頭文字・校章)の表記は前頭部1箇所のみとし、側頭部への表記は禁止とする。 番号については、後頭部または側頭部への表記を認める。 <p>■カラー、その他</p> <p><カラー等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 ・表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。 <p><使用義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・打者用・捕手用・ベースコーチとも、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。 ・打者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用する。

12	バット	<p>■金属製バット</p> <p>金属製バットは、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。</p> <p><カラー・その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体色はシルバー系、ゴールド系またはブラックとする。ただしブレイの妨げとなるような反射するものは認めない。 ・グリップテープの色は、ブラックまたはブラウン系の単色とし、本体同色の型押し加工のものは使用できる。 <p>■木製バット</p> <p>木の自然色の他、着色バットの使用を認める。</p> <p>ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。</p> <p>■金属製および木製バット</p> <p>商標は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バットの先端部分にはモデル名とバットの品名・品番・サイズ・材種のみを表示するものとし、商標は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦5センチ、横9.5センチ以内とする。文字の大きさは縦、横ともに2センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦6.5センチ、横12.5センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称1、2項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦1センチ、横4センチ以内とする。 (4) これらの表示は本体カラーがシルバー系・ゴールド系の場合はブラック、本体カラーがブラックの場合はシルバー系またはゴールド系とし、すべて同一面の1箇所だけとする。 (5) 但し、軟式用バットの表示の大きさは、先端部のモデル名表示、握りに近い部分の製造業者または製造委託業者の名称を含めて縦8センチ、横28センチ以内とし、2箇所（表面・裏面）まで認める。なお、1文字の大きさは問わない。 また、軟式用バットはテーパ部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42インチ以下）と同様とする。 ・グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは認める。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。）
13	手袋	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋の素材と同色のものを表面の1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。 <p>■カラー、その他</p> <p><カラー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイト（革の自然色含む）またはブラック一色とする。 ・手袋本体に使用する素材（商標を含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、ホワイトおよびブラック一色に見えることとする。 <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当て革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。 ・スプレイの使用は手袋の磨耗が激しく、打者が優位になることもあるので禁止する。 ・出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋の使用は認めない。 ・守備時の野手の手袋の使用を認める。
14	サポーター	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体素材と同色のものを1箇所のみ表示ができる。その大きさは7平方センチ以下とする。 <p>■その他</p> <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。ただし、色はホワイト・ブラック・ベージュの一色とする。 また、手袋と一体型のものの使用も認める。 ・肘のサポーターは、外から見える部分には使用出来ない。
15	レッグガード エルボーガード等	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。 <p>■その他</p> <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッグガード、エルボーガードの使用を認める。なお、手甲ガードの使用は認めない。 ・その本体カラーはホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。

16	捕手用具	<p>プロテクター・レガース・スロートガード</p> <p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。 <p><カラー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラック・ネイビー一色とする。 <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。 <p>マスク</p> <p>■カラー</p> <p><カラー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラック・ネイビー一色とする。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。またそのカラーは、本体同色とする。  <ul style="list-style-type: none"> ・スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。 
17	捕手用膝パッド	<p>■マークの表記</p> <p><商標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面にはいかなる商標もつけてはならない。 <p>■カラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体色はレガースと同色とする。 <p>■その他</p> <p><使用制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。
18	サングラス	<ul style="list-style-type: none"> ・サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認ることとする。 ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレー（ホワイトは不可）とし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。グラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。なお、メーカー名はメガネ枠と同色とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。
19	マウスピース	<ul style="list-style-type: none"> ・白または透明なものに限り使用を認める。
20	投手用ヘッドギア	<ul style="list-style-type: none"> ・打撃練習時において、投手およびマシン球投入者は「製品安全協会」のSGマークが付けられているものの着用を義務付ける。
21	審判用具	<ul style="list-style-type: none"> ・審判用マスク (本体) ブラック・ネイビーとする。 (パッド) ブラック・ネイビー・ブラウン系とする。 ・ボールケースのカラーはブラック・ネイビーまたはグレーとする。

注) 捕手(審判含む)用マスクのSG基準適合品使用の義務化。(2017年から2019年までの3年間を猶予期間とし、2020年シーズンインより義務付ける)

・本項に定めのないもので、直接競技の用具となるものに過大な商標、マークがつけられているものが判明した場合や本項で認められた商標の大きさであっても、プレイの妨げとなったり際立った色彩のものである場合は修正を申し入れることがある。また、本項に記載のない事項で使用の判断が不明な場合は日本高等学校野球連盟または都道府県高等学校野球連盟まで、事前に必ずご相談下さい。

